

「アクション・プラン」推進委員会（第9回）議事要旨

日時：平成24年6月8日（金）18：00～19：17

場所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：

〔「アクション・プラン」推進委員会〕

川端達夫委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、北川正恭委員（早稲田大学大学院教授）、後藤斎委員（内閣府副大臣）、福田昭夫委員（総務大臣政務官）

〔関係府省政務〕

園田康博内閣府大臣政務官、谷博之法務副大臣、中野雅之厚生労働省政策統括官、森本哲生農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

〔関西広域連合〕

嘉田由紀子滋賀県知事

〔四国知事会〕

飯泉嘉門徳島県知事

〔九州地方知事会〕

広瀬勝貞大分県知事

〔沖縄県〕

上原良幸沖縄県副知事

〔全国市長会〕

岡崎誠也高知市長

〔全国町村会〕

渡邊廣吉聖籠町長

主な議題

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

- 1 福田委員から国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について、説明が行われた。
- 2 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について意見交換が行われた。
 - 全国市長会の総会で決議としてまとめたものを要約して申し上げる。
 - ・私たち基礎自治体は、日頃から都道府県と連携を取りながら、市民・県民の安全と福祉を守るという観点で動いている。移譲に関して全国市長会の中で一番意見が多いのが、関係する基礎自治体に対して都道府県から今回の特定広域連合の協議がきておらず、意見の交換がないということが問題である。都道府県との意見交換が始まったところもあるが、まだまだ十分でないところもあり、協議をしっかりとしていくべきだという意見が非常に強い。
 - ・特定広域連合が担う仕事については、住民に関するものが多く存在するので、市町村の意見をいかに反映していただくかが重要である。今回の基本方針の中で協議の場を設けることにはなっているが、どこまで市町村の意見が担保されるか、

多くの市長に疑問が残っている。法律に明確に反映すべきではないか。

- ・地元市町村との連携をしないとうまくいかないのか、特定広域連合の執行機関である委員会の中に市、もしくは町村の代表が入れないのかという意見もある。
- ・結論としては、各ブロックでそれぞれ事情があるので、慎重審議のうえで、拙速に進めることがないようにというのが全国市長会としての意見である。

○町村会など、地方団体にも配慮の下、法律案が示されたことは評価するが、懸念も何点がある。

- ・一つの国の中で、手挙げ方式により特定広域連合が担う地域と、引き続き国が担う地域があることについて、全国的に見てバランスを欠くのではないか。
- ・ブロック内における利害調整をどのように行うのか、意思決定の在り方など明確になっていないことなどがまだ疑問として残る。
- ・市町村の意見反映の仕組みが示されているが、法律での明確な位置付けではなく、不十分に感じた。特定広域連合の規約に規定することを法定し、具体的に拘束力のあるものとすべきではないか。
- ・協議については、国と地方の協議の場をベースに考えているようだが、連合組織の代表だけでなく、ブロックごとの市町村長が一堂に会する場で行ってもいいのではないか。移譲計画策定時等に、利害調整など様々な問題が出る可能性がある。

○実効ある出先機関改革については、市町村の立場ではまだ反対を唱える首長も多い状況にある。拙速に進めることなく、今後とも市町村の意見も十分反映させた形で進めていただきたい。

○関西広域連合から本日資料を出しているので説明する。

- ・関西広域連合としても近接補完の原理を原則としている。国で担っていたものを広域連合でということは、少し近づくとということであり、決して近接補完の原理に反するものではないことをご理解いただきたい。
- ・市町村の意見反映の仕組みを作っていただいたことは大変評価できる。現状として近畿地方整備局長と近畿管内の市町村長との協議の場がないことを考えると、よほど現状よりも住民に近くなる。
- ・移譲事務等の根拠となる法律は法案に全て明記するよう申し上げてきたが、本日の法案の中にしっかりと明記していることを大いに評価する。
- ・国の関与が地方自治法 245 条に規定する範囲であるということを確認していただきたい。機関委任事務の復活のような逆の動きが起きることのないよう、地方自治法の精神に基づいて進めていただきたい。
- ・持ち寄り事務の内容によって事務等移譲計画の認定が左右されてはならない。これは自主的に現場に近い者が必要性、効率性、住民福祉の向上のために進めているので、どの事務を持ち寄るかは構成団体が決めるという大原則を認めてほしい。

○今回の件について四国知事会を開催して決議をしたので、以下内容を申し上げる。

- ・まずは 26 年度中の移管を何とか実現していただく。その意味でもこの法案を是非今国会に出していただき、成立を勝ち取っていただきたい。

- ・政令に任された事務がたくさんあるが、法案化の作業と同時並行で、国と地方の協議の場などを活用して中身を詰め、地方の意見を最大限反映してほしい。
- 市町村の意見の汲み取り方について、徳島県の場合、臨時の四国知事会を開催し、四国広域連合（仮称）を作って受け入れを進めることを決めたその日のうちに、市町村の代表、経済界の代表、関係各方面の代表で構成するとくしま飛躍“拳県一致”協議会を開催して詳細に説明し、各市町村長からも前向きな御意見をいただいた。この四国の方式についても、今後、他の地域の皆さんに例としてお話いただければと思う。
- 九州地方知事会の緊急提言を資料にまとめている。法案についていくつか心配な点について話をする。
- ・九州の議長会においても、広域行政懇話会というものを設けて、議会としての議論を進めてもらっている。こことも連携をしていく。
 - ・九州市長会や九州地区の町村会長会とも意見交換を行っており、理解をいただくよう引き続きやっていく。
 - ・法案を見ると、移譲の法律案が別表でほとんどカバーされているが、法案ができて政令の議論になった時にも、丸ごとの精神を引き続き堅持していただきたい。
 - ・持ち寄りの事務については、条件としないことを確認したい。
 - ・財源の問題については、例えば、閣議決定等で財源について心配がないということ、形の上で表してほしい。
- 今回の法案について、沖縄の場合は単独でできる主体として明記されたことは、評価する一方で、単独県への移譲は広域連合の場合と事情が大きく異なる。原則廃止に向けた議論を通じて解決が図られることを期待している。
- 原子力規制庁の法案の審議をつい先ほどしていたが、最大のテーマは利用と規制の分離と、規制側は独立してあるべきだということ。
- 早くまとめていきたいと思っているが、国立公園の件については、やはり推進と規制というのは分離しておいた方がいいと思っており、自然公園法が移譲対象になっていることに関しては異議あり。この点に関しては閣議決定案の方で考慮いただいております、協働型管理を評価いただいているが、その点をより明確にしてほしい。
- 持ち寄り事務については、出先機関改革の本旨に照らせば、広域連合にそのまま移して階層が変わらないなら一体何のためにやっているのかという実質的な議論がある。特に経済界などからもそう思われている。地方の自主性を損なうという話もあるが、そもそも地方自治法の精神に持ち寄りが規定されており、計画の認定要件にその原則を入れるという話であり、補完性の原則に反するといったことは考えたいので、政治主導で筋を通していただきたい。
- 対象が3機関に限定されていることについて、四国では農政局の移譲要望が現にあり、経済産業省と農林水産省は農商工連携という重要な政策もあり、こういったことをどうするのか。3機関を法案に明記しなければ16条から18条までの個別作用法に関する規定を置くことはできないという話が法制局からあるらしいが、政令改

正によって対象を3機関以外にも広げる形とすることは、立法技術的に可能だと思っている。具体的な法案を副大臣にも申し上げたい。

- 法案には経済産業局関係の全ての法律が列挙されているが、事務的に何の合意もしていない法律もある。政令には具体的な権限移譲の規定は書かないとの説明らしいが、法制的にはいわゆる空振り規定であり、何のために条文を載せるのか。より詳細に検討を行うべきであり、今国会への法律提出に間に合う範囲で、合意できた内容を法案に記載して、積み残された論点は別途法律を制定すればいい。
- 個別作用法以外の経済産業省設置法に基づく事務は、特例法案の移譲の対象とせず、広域連合が同等の事務を行うこととするとのことだが、広域連合に委任をすることによって確実に執行することが望ましい。
- 国土交通省として法案と閣議決定の本文について、それぞれ意見を述べる。
 - ・管轄区域から除く区域は法律で規定すべき。一級河川、直轄国道などの整備・管理に支障がないように定めることが必要。例えば、利害対立しがちな上下流等を含む水系一貫管理が確保されるような区域設定となるように定めてほしい。
 - ・持ち寄りについて、国と地方を通じた行政の効率化のために実質的に適切な事務の持ち寄りが確保されるよう、国が定める事務等移譲基本方針に必要な事項を記載するなど、十分に今後検討する必要がある。
 - ・国の関与、並行権限行使は特例的な法定受託事務ということだが、その実効性の確保にも配慮しながら、柔軟に政令で規定していただきたい。
 - ・19条の実施計画については、国が決定する予算というものの実施計画を踏まえたものが必要である。
 - ・大規模災害時の大臣から特定広域連合への指示は、緊急災害対策本部設置の場合に限定せず、設置に至らない災害などにも可能にすべき。国民の安全安心に直結する事柄なので、オールジャパンの力を結集した災害対応が行えるよう、政令等適切に処置をしていただきたい。
 - ・閣議決定本文について、4月の基本構成では、不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務とすることを個別に検討するとされているところであり、この「原則移譲の対象とする方向で」という文言は削除していただきたい。また、法令で個別に規定されていない事務について、その性格に応じた適切な執行が確保できるよう、今後の協議をお願いしたい。
- 市長会としては、今回基礎自治体の意見反映の仕組みが具体的に初めて出てきたので、市長会の政策推進委員会で近々意見をとりまとめて、早急に提出したい。
- 事務の持ち寄りについては、効率性から考える必要はあると思うが、補完性の原則、近接性の原則、原則廃止という基本的な立ち位置からいけば、本来の趣旨である主体的とか自立的というのは原則曲げてはいけないと思う。

3 最後に川端委員長より発言があった。

- 知事の思いと市町村の思いの部分で、出足にもう少し意思疎通があればよかったと

いう反省点は持っている。精力的に意見交換を重ねる中で、市町村の関与の仕方を我々なりに相当知恵を出して考えてきた。

- 出先機関の原則廃止、地方の自主的、主体的という大きな理念の中での手挙げ方式と、いろんな経過があり、3機関を中心にスタートして議論を詰めてきて法律を作った経過がある。一旦、全部できるということで立て方を変えるのは、なかなか難しい。
- 持ち寄りについて、義務付けとか移譲の要件というのは、趣旨からいとなじまないというのは以前申し上げた。ただ、より効率的にというのは当然の使命であり責務であるので、努力義務を規定した。
- 法案に個別の法律名を全部挙げて、空振りがあるのではないかと指摘をいただいたが、原則廃止という大きな理念の問題で、全部載せた中から個別事情に応じてそうでないものを決めていかないと、できるものを載せていくというふうになるとなかなか載ってこないということで、こういう形になった。
- 個別の作用法令に基づかない事務は、極めて大きな仕事であることは事実であり、責任を持って受け皿としてやってもらう形がどういうふうに担保できるかということに、実務上はかかっていると思う。認定前に、移譲計画の中でこういうことはやるという記述を行うということで考えている。
- 出先機関の管轄区域から除く部分を政令ではなく法律に定めるべきではないかという指摘については、実は現行の出先機関の管轄区域が政令で規定されているので、同じ政令レベルではないのかという考え方で規定したもの。
- 緊急災害対策本部ではなく、非常災害対策本部でも協力指示できるようにということだが、今回は協力指示ではなく要請としている。ただ、要請があった場合には、当該要請に応じなければならないという応諾義務を課してあるので、この分は協力指示と災害規模に応じて対応するというで整理している。
- 財政上の措置がどう担保されているのかについて、具体的内容については、今後事務権限の移譲内容を踏まえて、関係省庁と相当詰めた議論をしないといけない。実が担保されるよう、引き続き検討を進めたい。
- 環境省からの協働管理型の提案を含め、実際にどういった形が一番いいのか、それぞれの権限にこだわっているわけではないと認識しており、現実に移管する時にどういう形で実務が機能できるのかと国の責任をどう整理するかということは、引き続き相談させていただきたい。
- 他の機関ももっとやっていくべきというのはその通りである。第一段階においては手挙げ方式の中で3機関に絞っているが、次のステップとしては、相当議論して乗り越えなければいけない課題があるので、第二段階の時にしっかりやりたい。
- 完全に皆さんの意見が一致するところまで至っていないが、そろそろ政府としての取りまとめに入る機は相当熟してきた。国会での提出を考えると、与党内での議論をお願いするステップがある。今日の会議を踏まえて、一定の方向性を案として与党に来週早々にも示したいと思うので、法案と閣議決定案の両方の取扱いについて、

担当大臣の私に御一任いただきたい。

(以上)